事　務　局　規　程

改正　平成１３年　８月　８日　　理事会議案第２６号
平成１４年　８月２８日　　理事会議案第１９号
平成１５年　３月２０日　評議員会議案第２５号
平成１５年　５月２２日　　理事会議案第１３号
平成２０年　４月２４日　　理事会議案第　１　号

（趣　旨）

第１条　この規程は、社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織等について必要な事項を定めるものとする。

（係の設置）

第２条　事務局に次の係を置く。

(1)　総務係
(2)　地域福祉係
(3)　在宅福祉係

（係の分掌事務）

第３条　分掌事務は、次の各号によるものとする。

(1)　総務係
　ア．定款及び規程等に関すること。
　イ．理事会及び評議員会に関すること。
　ウ．長期計画に関すること。
　エ．予算・決算に関すること。
　オ．会計事務に関すること。
　カ．人事管理に関すること。
　キ．財産管理に関すること。
　ク．他の係に属さないこと。
(2)　地域福祉係
　ア．ボランティア事業に関すること。
　イ．受託事業に関すること。
　ウ．一般地域福祉推進事業に関すること。
(3)　在宅福祉係
　ア．介護保険事業に関すること。
　イ．障害福祉サービス事業に関すること。

（職制等）

第４条　事務局に次の職員を置く。

（１）事務局長　　（９）ボランティアコーディネーター
（２）事務局次長　　（10）ホームヘルパー
（３）係長　　（11）生活相談員
（４）主任　　（12）看護師
（５）係　　（13）栄養士
（６）ＩＳＯ管理責任者　　（14）介護職員
（７）ＩＳＯ内部監査員　　（15）運転士
（８）福祉活動専門員　　（16）その他必要とする職員

２　事務局長は、上司の命を受けて局務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

３　事務局次長は、上司の命を受けて局務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

４　係長は、上司の命を受けて部下職員を監督し、事務を処理する。

５　主任は、係長の職務遂行を補佐し、専門的業務を分掌する。

６　ＩＳＯ管理責任者は、品質マニュアルを作成し、管理する。

７　ＩＳＯ内部監査員は、内部監査計画に従い監査を実施する。

８　第１項に掲げるほか、介護保険事業所に係る職種等については、それぞれの事業所運営規程の定めるところによる。

附　則

１　この規程は、平成１３年１０月１日から施行する。

２　平成５年４月１日施行の社会福祉法人山ノ内町社会福祉協議会事務局規程は廃止する。

附　則

この改正規定は、平成１４年９月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この改正規定は、理事会の議決の日から施行し、平成１５年４月１日から適用する。

附　則

この改正規定は、平成２０年５月１日から施行する。